# 郵便局で扱う「かんぽ生命保険」団体扱い（法定外控除）のご案内

郵便局で取り扱う『かんぽ生命保険』の団体扱いを2017年3月より開始しました。
学校生協の組合員で県費教職員の方は、「かんぽ生命」の保険を学生生協の団体扱い（法定外控除）にすることで、保険料が窓口払の約3%割安になります。

**□ かんぽ生命保険・・・郵政民営化後（2007年10月1日以降）のご契約**

## 1.申込方法

電話・郵便・FAX等で、「かんぽ生命」の団体扱いの申し込んでください。

## 2.団体扱いへの条件

1） 学生生活協同組合の組合員で県費教職員（再任用も含む）
2） 2007年10月1日以降の契約*保険証券の左から3桁目の数字が【5】の契約です。

## 3.団体扱いの対象となる保険

養老保険・終身保険・定期保険など（新たに加入する保険についても団体扱いできます。）
※年金保険、財形保険、学資保険（※2023年4月1日以降ご加入のものに限ります）は団体扱い対象外です。
※退職などで要件を満たさなくなった場合は、その時点で団体扱いができなくなります。

**☆注意事項**

保険料のお支払は『月払い』のみが対象です。現在、口座払い等で前納払込みのお客さまも月払いに変更後、団体扱いは可能となります。

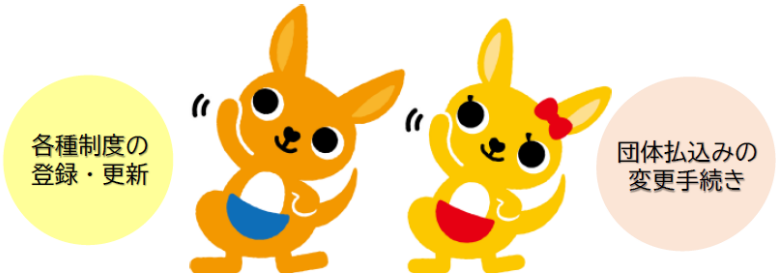


## ― 「かんぽ生命保険」 団体扱い依頼書 ―

三重県学校生活協同組合　行

**FAX （059） 230 ― 7733**

年　　月　　日

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | | | | | | 学校名 | | | | | | | |
| お名前 | | | | | | | | | | | | | | |
| 組合員コード | | | | | | | 所属コード | | | | | | | |
| 連絡先電話番号 | ― ― | | | | | | | ・学校　　・自宅 | | | | | | |
| 希望連絡時間帯 | 時頃 | | | | | | | | | | | | | |
| 団体扱い希望の証券番号 | | | ― | 5 | | ― | | | | | | | | |
| | | | ― | 5 | | ― | | | | | | | | |
| | | | ― | 5 | | ― | | | | | | | | |

【個人情報の取り扱いについて】
この依頼書に記載の個人情報は三重県学校生活協同組合とかんぽ生命及び郵便局が共有いたします。

〒514－0126　三重県津市大里睦合町2571-2　三重県学校生活協同組合　管理課〈Tel（059）230－7730〉